＼令和６年４月１日より相続登記義務化／

相続登記の補助金

を活用しませんか？

何が対象？

この機会に始めよう

少しでも負担を減らしたい

どのような事業？

補助金名	：	千代田町相続登記支援事業補助金
補助金額	：	事業対象経費の額の全額とし、２万円を限度
補助対象	：	相続によって発生した町内に所有する土地・家屋で年度内に所有者になる場合、相続による所有権移転・未登記家屋の登記にかかる手数料や委託料等の経費（令和７年４月１日より前に支払った経費は除く）
事業期間	：	令和７年４月１日～

お申込み・お問合せ

千代田町役場　税務会計課　固定資産税係

0276-86-7002

受付時間：平日８：３０～１７：１５

WEBページはこちら

kotei@town.chiyoda.gunma.jp